

積雪・道路凍結時の交通事故防止

交通規制課

令和5年1月、長崎県内では記録的な大雪に見舞われました。

長崎自動車道等の県内の自動車専用道路は通行止めとなり、国道34号などの一般道路でも通行止めやチェーン・スノータイヤ等の規制が行われ、県下全域において公共交通機関を始めとする道路交通が麻痺し、多くの交通事故が発生する事態となりました。



積雪、道路凍結時
ドライバーとして
注意することは？



1 気象状況、道路環境の把握
天候・気温・路面の状況など

2 チェーン・スノータイヤ等の
滑り止め装置の装着

3 「急」がつく運転の禁止
急発進・急制動・急ハンドル

4 路面環境に応じた適正な運転
○ 橋、カーブ、坂道は特に注意
○ 十分な車間距離をとる

積雪、凍結道路を運転する際のルールがあります

- ・ 道路交通法第71条第6号
- ・ 長崎県道路交通法施行細則第14条第1号（運転者の遵守事項）

積雪及び凍結している道路において自動車又は原動機付自転車を運転するときは、タイヤチェーン、スノータイヤ等を取り付けて滑り止めの措置を講ずること。

罰則： 5万円以下の罰金
反則金：大型7千円、普通6千円、二輪6千円、原付5千円



- ・ 不要不急な車の運転を控え、やむを得ず運転する場合は、チェーン・スノータイヤ等を装着しましょう。
- ・ 無理をせず、公共交通機関を利用しましょう。

